

君津中央病院企業団議会

令和元年12月定例会会議録

君津中央病院企業団企業長田中 正は、令和元年12月11日をもって令和元年12月23日午後3時00分に木更津市桜井1010番地君津中央病院4階講堂に企業団議会を招集した。

1 出欠席議員は次のとおりである。

出席議員

1番 石井 勝、2番 渡辺厚子、3番 田中幸子、4番 小倉靖幸、5番 橋本礼子
7番 永井庄一郎、8番 福原敏夫、9番 小泉義行、10番 小国 勇、11番 笹生典之
12番 杉浦弘樹

欠席議員

6番 中川茂治

2 職務のために議場に出席した職員は次のとおりである。

人事課主幹 國見規之

3 説明のため出席したものは次のとおりである。

企業長 田中 正、代表監査委員 金網房雄、監査委員 磯貝睦美、病院長 海保 隆
専務理事 高橋功一、事務局長 小島進一、事務局次長兼経営企画課長 石黒穂純
庶務課長 相原直樹、人事課長 石井利明、医事課長 重信正男、管財課長 佐伯哲朗
財務課長 竹下宗久、病院長代理 畦元亮作、副院長兼学校長 氷見寿治、副院長 須藤義夫
分院長 田中治実、地域医療センター長 八木下敏志行、医療技術局長 児玉美香
看護局長 遠山美智子

4 会議に付した事件は次のとおりである。

- ・議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)
- ・議案第2号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(提案理由の説明、補足説明、質疑、討論、採決)

(午後3時00分開会)

<議長>

皆さん、こんにちは。

初めに、出席定数を確認いたします。

ただいまの出席議員数は11人でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和元年12月君津中央病院企業団議会定例会を開会いたします。

ここで田中企業長から招集のご挨拶をお願いいたします。

田中企業長。

<企業長>

それでは、定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙中のところをご参集賜り、まことにありがとうございます。

このたび、新たに企業団議員にご就任くださいました、君津市から再選された小倉靖幸議員、同じく君津市選出の橋本礼子議員におかれましては、企業団の運営にご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

先般、関東地方に上陸した台風15号、19号及び10月25日の豪雨は、千葉県にまだかつてない甚大な災害をもたらしました。構成4市においてもライフラインの麻痺により不自由な生活を余儀なくされ、また復旧には長い時間を要し、各市の議員の方々を初め、市民の皆様また行政の皆様におかれましては大変ご苦労されたことと存じます。当院としまして、今回の災害で見えた問題点や課題を災害マニュアル等に反映させ、地域の基幹災害拠点病院として、今後の災害対応に生かしてまいりたいと考えております。

さて、経営状況についてご報告申し上げます。

昨年度は、8億4,000万円もの多額な赤字決算を出してしまいましたが、今年度においても、本院の10月までの累計では純損益で約4億6,000万円の損失となり、前年度比較では約1億7,000万円の損失拡大となっております。

先般、総務省から公立病院の平成30年度の経営状況が公表され、多額の負担金を入れても、約6割の病院で経常損益が赤字であった旨、報告されました。特に、現在、国の施策により、急性期病院には逆風が吹き荒れており、多くの急性期病院で苦戦を強いられております。当院もその影響をまともに受けておりますが、それでも、当院の経営状況についてはじくじたる思いがあり、責任を痛感しております。

昨年度から始めた経営戦略会議は、現場の職員をメンバーとしたプロジェクトチームを立ち上げ、自分たちの業務を見詰め直して、課題と改善策を職員みずからが見つけ出し、提案する場があります。それによって、職員一人一人に経営意識を植えつけ、意識改革、経営改善を図っていかうと現在努力しているところでございます。また、あわせて経営コンサルトによる多角的な経営分析と対応を進めておりますので、またご報告をさせていただきます。

さて、本定例会では、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を提出させていただいております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

<議長>

ありがとうございました。

それでは、諸般の報告をいたします。

このたび、君津市の選出議員に異動がありました。小倉靖幸議員は再選され、須永和良議員の後任には橋本礼子議員が選任されました。

それでは、ただいまの順で自席にて就任のご挨拶をお願いをいたします。

小倉議員。

<4番 小倉靖幸議員>

ただいまご紹介いただきました君津市議会の小倉でございます。

本年9月の市議会議員選挙におきまして、市民の皆様方からご負託をいただきました。そして、きょう、この席に入ったときに何人かの諸先輩方にご挨拶をさせていただきましたけれども、「お帰りなさい」という言葉をいただきました。ありがたい気持ちのあるわけでありますけれども、一生懸命務めさせていただきますと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

<議長>

橋本礼子議員。

<5番 橋本礼子議員>

ただいまご紹介いただきました君津市議会議員の橋本礼子でございます。今回、9月の市議選で選挙がありまして、その後、中央病院の議員ということで任命されました。

医療に関して調べて調査していきたいという気持ちがずうっと持っておりましたので、本当にふなれではございますが、一から勉強させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<議長>

それでは、よろしくお願いいたします。

続きまして、監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配付してございますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます、その順序に従いまして会議を進めてまいりますので、ご了承願います。

日程第1 議席の指定

日程第1、議席の指定を行います。

議席は議長において指定します。

小倉靖幸議員を4番、橋本礼子議員を5番と指定いたします。

日程第2 会期の決定について

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名について

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第93条の規定により、議長から渡辺厚子議員と笹生典之議員を指名します。

日程第4 議案の上程

日程第4、議案の上程を行います。

本日、上程の議案は2件でございます。

朗読については省略いたしますので、ご了承願います。

なお、上程されている議案については一括して提案理由の説明を求めます。

田中企業長。

<企業長>

本定例会に提出いたしました議案の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、関係する条例の一部を改正するものです。

次に、議案第2号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定については、病院経営改善の一環として、室料差額収益及び文書料収益の向上と利用率の低い特別病室の利用率の向上を図るため、特別病室の使用料及び文書料の金額を見直し、あわせて文書料の区分を現状に即した表現に改めるため、条例の一部を改正するものです。

以上で提案理由の説明を終了します。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

提案理由の説明が終わりましたので、直ちに議案を取り上げたいと思います。

議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

事務局に補足説明を求めます。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明いたします。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の1ページをごらんください。

始めに、制定の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年度より会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係する4条例の一部を改正するために新たに条例を制定するものです。

関係条例の改正の内容につきましては、資料の2ページからの新旧対照表で説明いたします

まず、新たに制定します条例第1条では、君津中央病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について規定しますが、当該条例の改正内容は、第1条及び第2条第2号の改正は、今回の一部改正に合わせた文言の整備であります。

第2条第3項として、育児休業をすることができる非常勤職員の規定を加えます。

3ページに移りまして、第2条の3として、育児休業をすることができる期間として、通常は養育する子の1歳到達日までの規定を加え、5ページに移りまして、第2条の4として、育児休業をすることができる期間、さらに、保育施設に預けることが困難である場合や、療育する予定の配偶者の事情によ

り当該子を配偶者が養育できなくなった場合の育児休業ができる期間として、1歳6か月または2歳到達日までと規定を加えるものです。

6ページに移りまして、第3条第1号の改正は、今回の一部改正に合わせた文言の整理であります。同条第6号の一部を改正するとともに、第7号及び第8号として、非常勤職員が再度の育児休業をすることができる旨の規定を加えるものです。

次に、資料の8ページに移りまして、新たに制定する条例第2条では、公益的法人への職員の派遣等に関する条例の一部改正について規定しますが、当該条例の改正内容は、第1条及び第3条第3号の改正は、文言の整備をするもので、第2条第2項の改正は、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を改めるものです。

次に、10ページに移りまして、新たに制定する条例第3条では、君津中央病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について規定いたしますが、当該条例第3条に規定していません、公表の対象となる職員に、1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一である会計年度任用職員を加えるものです。

次に、11ページに移りまして、新たに制定する条例第4条では、君津中央病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について規定しますが、第1条の改正は文言の整理、第2条第1項の改正は、対象職員の定義を改め、会計年度任用職員を職員の定義に加えるものです。

なお、当企業団は、地方公営企業法を全部適用しているため、会計年度任用職員の給与の種類については、フルタイム、パートタイムを問わず、報酬ではなく、給料及び手当となります。

第5条の改正は、ただし書きとして、平成28年の人事院勧告により、令和2年4月1日から特定の職員について子以外の扶養手当を支給しない旨の規定を加えるものです。

12ページに移りまして、第18条の改正は、文言の整備。

第22条の2の改正は、引用している根拠を地方公務員法から企業団の条例に改めるものです。

第24条第2項の改正は、第2条第1項の改正で地方公務員法の略称規定を設けたため、文言の整理をするものです。

また、会計年度任用職員については、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び勤勉手当の支給の適用除外とする規定を同条第3項として加えるものです。

なお、企業団では、医師確保の観点から、医師及び歯科医師である職員には住居手当を支給できる旨をただし書きに規定するものです。

関係条例の改正内容は以上となりますが、現在、企業団では552人の臨時職員等を雇用しており、基本的にその臨時職員等を会計年度任用職員として任用することを予定しております。そのための給与費の影響額は、現状の臨時職員等がそのまま会計年度任用職員に移行したとする試算で、約2億2,500万円の増を見込んでいます。

条例の施行日は、令和2年4月1日を予定しています。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての補足説明は以上でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

渡辺議員。

< 2番 渡辺厚子議員 >

それでは、新旧対照表の7ページ、参考資料の7ページです。新旧対照表の育児休業の関係ですけれども、一番下の第4条のところにあります、保育園に入れないで待っているという状況だと思うんですけれども、このような例の対象者というか、職員というか、人数的には、今までというか、昨年度もしくはは本年度、どのぐらい、このような該当された方がいるのか、おわかりでしたら、教えてください。

<議長>

石井人事課長。

<人事課長>

ただいまの渡辺議員のご質問にお答えいたします。

保育所に入れずに育児休業の延長をした職員がどれぐらいいるかということでご質問いただいたと思いますけれども、現状、今年度、保育園に入れずに期間を延長した職員、今のところ2人ほどいたというふうに認識しております。

以上です。

<議長>

渡辺議員。

< 2番 渡辺厚子議員 >

実際、その延長されたのは2人ということなんですけれども、延長せずに何がしかの都合をつけて、育児休業を本来取りたかったけれども、延長できずに復帰したという方がどれぐらいいるのかなというイメージだったんですが、そこまではわからないんでしょうか。そういう方たちが今度またこの新しく変わることによって、やむなくという、やむなく復職というのが緩和されるのかなと思ったので、そういう意味でお聞きしたんですけれども、そこまでは把握できてないんでしょうか。

<議長>

石井人事課長。

<人事課長>

取りたかったけれども、取れなくて復帰したということで、そこまでは、書類上特に確認ができるものでは今のところないということになります。

(「はい、わかりました」の声あり)

<議長>

ほかにごいませんか。

石井議員。

< 1番 石井 勝議員 >

先ほど、非常勤職員を何か任用職員にすると、話、ありましたよね。そして、その任用職員にすると、2億円何がしか、毎年これから出ていくと、そういうふうに理解してよろしいんですね。その任用職員にしなきゃいけないようになったんですかね、今度、非常勤というのを。どうなんですかね。

<議長>

石井人事課長。

<人事課長>

今回、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されまして、会計年度任用職員という制度が令和2年4月1日から始まるということで、各市でも9月議会、12月議会で、構成市においても同様の条例改正というものが出ているというふうに聞いておりますが、当企業団においても、その改正にあわせま

して、現在、臨時職員、地方公務員法で定められている臨時職員として任用している職員が当企業団の場合多数おりますけれども、その制度改正にあわせまして会計年度任用職員という名称で4月1日から任用するという事で考えております。

<議長>

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

そうすると、任用職員にしちゃうと、しちゃうなんて変ですけど、すると、要するに、僕が言っているのは、2億円がこれから出ていくわけですよ。2億円といえども、ちょっと大きいもんですから、そうすると、任用職員にしないでいちゃいけないんですかね、しなきゃいけないの、どうしても。

<議長>

石井人事課長。

<人事課長>

地方公務員法上の臨時職員という制度は令和2年4月1日以降も残るものですが、基本的には、育児休業をしている職員の代替ですとか、例えばこの間あった災害の対応で、一時的に業務が増大した場合に任用できるというものが臨時職員ということで規定されておりますので、4月1日以降、現在、当企業団が雇用しております臨時職員等を雇用し続けるということでした場合には、会計年度任用職員として採用することになるというふうに考えております。

<議長>

よろしいでしょうか。

石井議員。

<1番 石井 勝議員>

その今言った臨時職員でいると給料安いんでしょうね、きっとね、今までの臨時職員だと。今度、任用職員にすると、普通の職員と変わらなくなるというんですかね。そういうふうに理解してよろしい……。

<議長>

石井人事課長。

<人事課長>

現在雇用している臨時職員にも、もちろん、現在も給料・手当を支給しているところではございますが、大きいところでいいますと、例えば今の臨時職員には適用されていない地域手当、それから期末手当、そういった手当を支給するものというふうに制度自体、改正をされておりますので、費用の増につきましては、なるべく抑えたいというふうに考えておりますけれども、制度の趣旨に沿った手当等を支給すると。

また、先ほどの小島事務局長の説明にはございませんでしたけれども、現在、初期研修医、1年目、2年目の医師ですけれども、時間外手当等を支給していない、研修ということで全く出していない時間外手当も、この制度にあわせまして、また医師の働き方改革等にも照らした関係で、1年目、2年目の研修医にも時間外手当を支給するという事で、大体5,000万円くらいふえるというふうに見込んでおります。そういったところの増が見込まれているところでございます。

<議長>

ほかにございせんか。よろしいですか。ほか意見ございせんか、ございせんか。

(発言する者なし)

質疑もないようですので、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

ありがとうございました。

挙手全員であります。

議案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に補足説明を求めます。

小島事務局長。

<事務局長>

それでは、議案第2号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をいたします。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の13ページをお開きください。

1、改正の理由に記載のとおり、今回の条例改正は、経営改善の一環として、本院の特別病室の使用料及び本分院共通である文書料について改めようとするものです。

まず初めに、特別病室の使用料についてですが、資料の17ページをごらんください。

現行の特別病室の料金につきましては、現病院に移転しました平成15年に設定し、その後は消費税率の引き上げに伴う料金変更のみで16年間、基本的な見直しは行っておりませんでした。そのため、今回の特別病室の料金の見直しに際しては、県内の当院と同等以上の機能を有する病院の料金調査結果を参考にするとともに、現状の稼働率の改善という視点から、料金設定について検討いたしました。

1の表に記載のとおり、現在、本院の特別病室は、A室、B室、C室と3つの区分に分けて料金を設定しております。基本的な料金は、A室が消費税込みで1万6,500円、B室が7,700円、C室が5,500円となっており、4市外に居住している方が利用した場合は20%を加算した額となっております。それぞれの料金を変更案に記載してありますように、A室は5,500円引き下げ、1万1,000円に、B室は550円引き上げ、8,250円に、C室は1,100円引き上げ、6,600円に改めようとするものです。

2の表に、本年度上半期の特別病室の稼働率を示していますが、A室の稼働率は、基本的な料金を徴収します通常利用が53.2%、C室やB室を希望していた患者に料金を減額して利用してもらったものが7.2%、術後管理や感染症管理等の治療上の理由から料金の徴収ができずに免除したものが8.6%、これらの合計で69%、全く患者が利用しない未稼働日が31%となっていました。A室につきましては、未稼働と減額利用を合わせますと38.2%となることから、料金の値上げや据え置きをすることよりも、料金を引き下げて稼働率を上げたほうが増収策になるという判断から、引き下げたものです。

次に、B室ですが、C室を希望していた患者に料金を減額して利用してもらったものが4.9%、全く患者が利用しない未稼働日が8%、これらを合わせて12.9%となっておりましたので、未稼働日を減らし、C室希望の患者をB室に誘導しやすい料金ということで、料金の引き上げと利用率の向上という両面から料金を検討し、C室と比較し、引き上げ率を抑えた設定といたしました。

最後に、C室ですが、現行の料金設定が一番低いことから、記載のとおり、免除を合わせまして10%稼働していますので、稼働率が低下しないことを考慮した料金の設定といたしました。

なお、今回の特別病室の使用料の変更に伴う増収額は、料金改正分と稼働率の見直し分を合わせまして約3,778万円を見込んでおります。

続いて、文書料の改正についてですが、恐れ入りますが、資料の14ページにお戻りください。

現行の文書料につきましては、平成5年に設定し、特別病室の料金と同様に、消費税率の引き上げに伴う料金変更のみで26年間、基本的な見直しは行っておりませんでした。そのため、今回の文書料の見直しに際しては、近隣の病院の料金調査結果等を参考にするとともに、診断書等を作成する医師の手間も考慮に入れ、料金設定について検討いたしました。また、料金の見直しにあわせて、文書料を規定する別表中の区分を現状に即した表現に改めようとするものです。

資料は、改正条例の新旧対照表ですが、表の右側が現行規定で、左側が改正案となっております。表の右側、現行規定の文書料については8つに区分されており、それぞれの区分には普通診断書や特殊診断書1などと区分の名称を付していますが、いずれも名称の定義が不明確であることから、それらを削除し、設定料金ごとの区分に改めようとするものです。

次に、料金の改正ですが、別表の上段から順に説明いたします。

病院様式による診断書から死産証明書までの金額については、近隣病院の平均額を参考に、2,200円から3,300円に引き上げております。

生命保険会社等の所定様式による診断書及び証明書の金額については、近隣病院の平均額を参考にするとともに、医師の手間がかかる書類も多いことから、5,500円から7,700円に引き上げております。

死亡診断書・死体検案書については、現行規定で、戸籍届用と病院様式の2種類が存在しておりますが、作成に要する手間が変わらないことから、金額を統一し、8,800円に引き上げております。

自動車損害賠償責任保険診断書及び自動車損害賠償責任保険明細書の金額については、近隣病院の平均を参考にするとともに、当院を受診する患者は近隣病院の患者と比較すると記載量が多いことから、5,500円から6,600円に引き上げております。

支払証明書1及び支払証明書2については、区分を「支払に関する証明書」に統一し、支払に対する証明以外の証明書の料金として「その他の証明書」の区分を新たに設け、金額をそれぞれ770円としております。

以上の料金改正を実施した場合、平成30年度の診断書等発行実績をもとに試算いたしますと、約2,170万円の増収を見込んでおります。

最後に、改正後の条例の施行日ですが、患者への周知期間を考慮し、令和2年4月1日を予定しています。

君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明は以上でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

今、ご説明いただきました文書と、あとまた個室の料金なんですけれども、これまで改定を、消費税の変動に伴う改正以外してこなかった年数が結構長いんですが、今回の改正に、改正しようという話はそのタイミングから浮上して、どのぐらいかけて、この案になっていったのか、教えてください。

<議長>

小島事務局長。

<事務局長>

今回の改正につきましては、病院の経営状況が非常に厳しいことから、今年度に入りまして、料金設定等について見直しを行い、今回上程させていただいたものです。

<議長>

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

今年度に入ってからということですが、先ほどから、近隣の病院の平均値等を参考にということでしたが、近隣の病院というのは、そもそも一緒ではないと思うんですが、5年に一度検討しているとか、10年に一度検討しているとか、今の数字、参考とする数字に至る経緯の中では、何がしかの更新されてきたのかなと思うんですが、その辺はおわかりでしょうか。

<議長>

重信医事課長。

<医事課長>

今回の料金の見直しに当たりまして、まず、特別病室の使用料に関してですけれども、こちらにつきましては、今年度の県内の当院と同等以上の機能を有する病院を参考とさせていただいております。

それから、文書料の料金設定につきましては、近隣病院の料金を参考とさせていただいております。こちららも今年度の料金を参考とさせていただいております。

(「経緯……、見直しの経過……」の声あり)

経緯につきましては、申しわけありません、わかりません、申しわけありません。

<議長>

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

わかりました。ほかの、参考としたほかの病院がどのタイミングで改定を繰り返してきたのかというのがおわかりかというのをお尋ねしたんですが、わからないということで、現状のものを参考にしたいというふうに理解したんですが、病院によっては金額がまちまち、同等の病院といえども、いろんな病院がありますので、私もちょっと参考にさせていただいたところからしますと、個室料金につきましては、もっと高いところがいっぱい、もちろん部屋の状況にもよるかと思うんですが、気になりますのは、上げ幅、下げ幅といいますか、個室Aにつきましては、使いやすいようにということで下げる形になっているんですが、それは5,500円ダウンになるんですか、大きくないだろうかと思ったりするんですが、それもやはり同等の病院を参考にということで、ここまで下げるということなんですか。

<議長>

重信医事課長。

<医事課長>

個室Aの料金につきましてですけれども、こちらにつきましては、入院案内で1日平均約40人の患者様から病室の希望を伺っておりますけれども、そのうち第1希望でC室を選んでいる方は10人前後、

B室を選んでいる方は1人程度、A室を選ぶ方につきましては週に1人とか2人程度しかいないという現状でして、70%以上の方が4人部屋を選んでいるのが現状でして、このままですと、A室、この料金ですと、A室の利用は上がらないし、かなり下げないと利用率の向上は見込めないと考えまして、料金のほうを大幅に下げさせていただいております。

(「わかりました」の声あり)

<議長>

よろしいですか。

ほかにごいませんか。

橋本礼子議員。

<5番 橋本礼子議員>

今のご質問に関連してちょっとお聞きしたいんですが、16年間見直しがなくて、今回、経営改善の一環でやったということは、必要に迫られていることだと認識しております。

それで、ちょっと、A室、B室、C室と書いてあるんですが、Aが個人……、何人部屋とかということをお教えいただきたいことと、この中央病院をつくったときにですね、こういう見込みでお部屋を割り当てたと思うんですが、それを今回見直すという、経営改善だけでなく、しっかりした考え方というか、根拠というのをもう一つお聞きしたいなと思います。

というのは、C室の方が少しの値上げで、ここ、充足しているわけですね、C室のお部屋が。で、満足していただいているかどうかということと、まず第一に、中央病院を使っていたかということとをしっかりと伝えていかなくてはいけないのではないかと思いますので、そのところをちょっとお聞きします。

<議長>

重信医事課長。

<医事課長>

今回の料金改定を行う病室につきましては、全て個室になります。

料金設定なんですけど、まずC室なんですけれども、当院と同等以上の機能を有する病院の料金設定を調べましたところ、最低でも6,000円台からの設定であったため、今回、当院も同様の6,600円からの設定とさせていただきます。

それから、個室Bにつきましては、利用率の向上と、個室Cが満床のときに、個室Bへの誘導のしやすさ、例えば個室Cが満床のときに、浴室またはシャワーつきのお部屋がプラス1,650円で利用いただけますというようなご案内をして利用していただけるのではないかと考えまして、上げ幅を抑えて550円増の8,250円で設定しております。

個室Aにつきましては、先ほどお答えした内容となります。

<議長>

ほかに。

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

それでは、文書料のほうで確認させてください。資料の15ページ、新旧対照表のほうですが、先ほどご説明ありました特殊診断書3と4、現行のですね、死亡診断書等につきまして、5,500円、4,400円だったものを8,800円に統一するということで、4,400円だったものが8,800円になるというのもすごく、随分高くなるなという印象なんですけど、ここの背景について何か詳しい理由

があれば、教えてください。

<議長>

重信医事課長。

<医事課長>

こちらにつきましては、近隣病院の料金のほうを調査しまして、平均額が8,250円でしたので、近い額ということで8,800円に引き上げさせていただいております。

以上です。

<議長>

ほかにごいませんか。

小倉議員。

<4番 小倉靖幸議員>

それでは、すみません、ご質問させていただきたいと思います。

今回の経営改善の一環としてということで、特別室を、そしてまた使用料、文書料の見直しということで、約6,548万円の増ということで理解をさせていただきました。

そこでですね、以前、私の同僚議員が、病院内にあるレストランの業者選定や契約についての質問をした経緯があると思いますけども、その際に、長年、業者の見直しされていなかったことを指摘をさせていただいて、競争性のある方法で業者選定を行い契約する要望ということでされたと思いますけども、その対応の状況について伺いたいというふうに思います。

それと、確認の意味で、現在契約している業者が負担している家賃というか、使用料について、どのくらいなのか、お伺いさせていただきますとともに、家賃以外にどのような費用を徴収しているかについても伺いをさせていただきたいと思います。

そして、あわせて、これ以外にも行政財産を使用している事業者がいるかということについてお伺いさせていただきます。

<議長>

相原庶務課長。

<庶務課長>

それでは、ただいまの小倉議員の質問に関しまして、お答えさせていただきます。

まず、私から、今ただいま3点いただいたと思いますが、私のほうからは業者選定の対応状況についてお答えさせていただきます。

県内の公立病院や市からの情報をただいま収集いたしました。その中で業者選定につきましては、皆、プロポーザル方式をとっておりますが、契約方法につきましては、行政財産使用料であったり、賃貸借契約で売り上げ手数料という形で徴収したりしております。そして、施設によって異なっておりました。ただいま当院に適した契約方法につきまして検討を進めているところでございます。

また、ある施設では、契約後に厨房機器が古いと業者から申し入れがあったために、機器を入れかえたという話も聞いてございますので、当院におきましても、現病院開院時に厨房器具を設置しております。16年たっておりますので、その機器の老朽化の問題もあわせて考えていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

<議長>

佐伯管財課長。

<管財課長>

それでは、私のほうから、いわゆる家賃に該当する部分ということで、どのようなものをいただいているかということにつきまして、ご説明させていただきます。

現在、行政財産の使用許可申請を受けまして使用許可証を発行しまして、施設使用料を徴収しております。具体的には、使用料金は、事業料金徴収規程に定めた額であります1平米当たり1,650円に、食堂・厨房等の面積から職員食堂部分を差し引いた面積263平米を掛けた額としておりまして、月額43万3,950円いただいております。今年度、年度年間で516万7,950円となります。また、使用料以外に徴収しているものとしたしましては、光熱水費につきましては実費分を別途徴収しております。

それからあと、食堂以外に使用料を徴収している部分としましては、院内にあります売店、介護ショップ、それから金融機関のATM装置、それからあと薬剤師会のほうに待合ロビーの一部を貸しているところがございます。

あと、経営改善の意味合いでの使用料金の見直し等につきましては、他施設の状況等を見ながら検討していきたいと考えております。

以上です。

<議長>

小倉議員。

<4番 小倉靖幸議員>

その中で家賃についてどうだということについてのお話をいただいたんですけども、今年度、経営改善の改革について、外部に委託をして進めている中において、また、病院内においてもあらゆるそれぞれの部局において改善をとということでプロジェクトチームをつくって進めているということであるんですけども、このところについてはですね、質問させていただいた、行政財産を使用しているところについてはですね、ご答弁とすると、見直しをしていくということでありまして、来年度からの見直しということで理解をしてもよろしいでしょうか。

<議長>

相原庶務課長。

<庶務課長>

一応ですね、現業者への解約通知といいますか、そういった期間を設けないといけないと思っております。それでですね、一応、顧問弁護士のほうにもその辺確認させていただきまして、大体6か月期間、6か月間ですか、その期間を設ければよろしいかなと今、考えております。ですので、その辺を踏まえまして、令和2年度中には見直しできればよろしいかなと思っております。

以上でございます。

<議長>

よろしいでしょうか。

ほかにもございませんか。

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

先ほどから、今まで長い月日、再検討がされていなくて、今回のタイミングということですが、今後、この案件にかかわる定期的な見直しというか、また何かそういう雰囲気が出てきたなみたいな感じではなく、何かきちんきちんと刻んで検討するというような、そんなお声というか、考えはありますでしょうか。

<議長>

小島事務局長。

<事務局長>

今回、改正案としてお示ししました特別病室の使用料については、料金の変更に伴う利用率の設定も考慮した案としてございますので、今回の料金変更に伴って利用率等の検証もしなければならないと思っておりますので、それにあわせて定期的な見直しをしていこうと考えているところでございます。

<議長>

渡辺議員。

<2番 渡辺厚子議員>

わかりました。

今回の条例の改正に伴いまして、次のステップとして、その周知というのがあるかと思うんですが、それはどんな形で、どのタイミングから周知されるのか。

<議長>

小島事務局長。

<事務局長>

今回のこの条例改正案が可決されましたら、速やかに行いたいと思います。

方法といたしましては、院内への掲示やホームページへの掲載等を予定しております。

<議長>

ほかにございませんか。

田中議員。

<3番 田中幸子議員>

ちょっと確認をさせてください。

今回のこの改正に伴いまして、4月1日から改定ということでございますが、入院が4月1日を挟んだ場合は当然、途中で料金変わるということですが、入院されるときのお部屋の入ることに関しては、ある意味、契約案件だと思うんですが、そのことについては利用される方にはどのような方法で周知をされるおつもりでしょうか。

<議長>

重信医事課長。

<医事課長>

入院案内の際に、3月末までは現行価格、そして4月1日以降は新しい価格になりますというようなご案内をさせていただいて、ご理解を得ようと考えております。

<議長>

よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

ありがとうございました。

挙手全員であります。

議案第2号 君津中央病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合により、暫時休憩をいたします。

再開は午後4時ということをお願いをいたします。

(午後3時54分休憩)

(午後4時00分再開)

<副議長>

それでは、再開いたします。

日程第5 議長辞職の件

ただいま、福原敏夫議長から議長の辞職願が提出されました。

地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行いますので、ご了承願います。お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程の追加をいたします。日程第4の次に、日程第5、議長辞職の件といたします。

日程第5、議長辞職の件を議題といたします。事務局職員に辞職願を朗読させます。

<事務局>

辞職願。

今般、一身上の都合により、君津中央病院企業団議会議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和元年12月23日。

君津中央病院企業団議会議長、福原敏夫。

君津中央病院企業団議会副議長、小国勇様。

以上でございます。

<副議長>

お諮りいたします。

福原敏夫議長の辞職願を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、福原敏夫議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

(8番 福原敏夫議員 入場)

ここで、福原議員から議長退任のご挨拶があります。

<8番 福原敏夫議員>

皆様のご協力で1年間無事議長職を務めることができました。大変どうもありがとうございました。ご協力に感謝申し上げます。

また、引き続き、私の後を継いでいただきます方についても、私と同様に、ひとつ皆さんの協力をお

願いを申し上げ、挨拶いたします。
大変どうもありがとうございました。

日程第6 議長の選挙

<副議長>

ただいま議長が欠員となっております。
お諮りいたします。
議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。
日程の追加をいたします。日程第5の次に、日程第6、議長の選挙といたします。
日程第6、議長の選挙。これより議長選挙を行います。
議長の選出方法については先例がありますので、事務局に従前の選出方法について説明を求めます。
小島事務局長。

<事務局長>

議長選挙につきまして先例を申し上げます。
議長は、構成市の議会選出議員のうちから選出する先例がございます。
選出は、地方自治法第118条第2項による指名推選の方法をとってまいりました。
推薦の方法としては、構成市の議会選出議員のうちから、おのおの1名の選考委員を立て、そこに副議長を加えて選考委員会を構成し、指名推選するというものでございます。
先例は以上でございます。

<副議長>

ただいま事務局より説明がありましたとおり、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を選び、選考委員の選考結果により、指名推選の方法で選出することとして差し支えないか、お諮りいたします。
(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。
それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。
それでは、各市選考委員を発表してください。

<1番 石井 勝議員>

木更津市からは石井でございます。

<4番 小倉靖幸議員>

君津市から小倉でお願いします。

<8番 福原敏夫議員>

富津市、永井議員でお願いします。

<11番 笹生典之議員>

袖ヶ浦市、私、笹生でお願いいたします。

<副議長>

選考委員には別室において選考委員会を開き、選考をお願いいたします。
選考の間、暫時休憩といたします。

(午後4時05分休憩)

(午後4時08分再開)

<副議長>

それでは、会議を再開します。

選考委員会に選考結果の報告を求めます。

永井議員。

<7番 永井庄一郎議員>

ただいま別室で選考した結果、現副議長の小国議員が議長に決まりましたので、ご報告させていただきます。

<副議長>

選考委員会の結果、私、小国勇が議長に指名推選されました。

皆さん、ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、私、小国勇が議長に決定いたしました。

<10番 小国 勇議員>

ただいまの選考委員会また議員の皆様のご推挙をいただきまして、大変光栄に思っております。

今後とも、企業団の発展また議会の発展に精いっぱい取り組んでいく次第でありますので、皆様のご支援、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

日程第7 副議長の選挙

<議長>

これより議事進行を務めさせていただきます。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

日程の追加をいたします。日程第6の次に、日程第7、副議長の選挙といたします。

日程第7、副議長の選挙。これより副議長選挙を行います。

副議長の選出方法につきまして、議長選挙の際は副議長を選考委員会に加えましたが、副議長選挙は、副議長にかえ、議長を加えることのほかは、議長選挙と同様に扱うこととして差し支えないか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、各市の議会選出議員の中から1名ずつ選考委員を決定してください。

<1番 石井 勝議員>

木更津市からは石井でございます。

<4番 小倉靖幸議員>

君津から、小倉でお願いします。

< 8 番 福原敏夫議員 >

富津市、永井議員でお願いします。

< 1 1 番 笹生典之議員 >

袖ヶ浦市、笹生です。よろしくお願いします。

< 議長 >

選考委員には別室において選考委員会を開き、選考をお願いいたします。

選考の間、暫時休憩といたします。

(午後 4 時 1 1 分休憩)

(午後 4 時 1 3 分再開)

< 議長 >

会議を再開します。

選考委員会に選考結果の報告を求めます。

永井議員。

< 7 番 永井庄一郎議員 >

ただいま別室で副議長の選考を慎重審議でやった結果、木更津市の渡辺厚子議員を副議長に指名させていただきます。

< 議長 >

選考委員会の結果、渡辺厚子議員が副議長に指名推選されました。

渡辺厚子議員を副議長とすることに、皆さん、ご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、渡辺厚子議員が副議長に就任されました。

それでは、自席にて就任のご挨拶をお願いいたします。

< 2 番 渡辺厚子議員 >

今、副議長の任命をいただきました渡辺厚子と申します。

この 6 月からこの議会に参加させていただいております。まだまだ不勉強なところがございますが、皆さんと一緒に有意義な審議を、また議会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

< 議長 >

以上で全てを議了いたしました。

ただいま企業長から発言を求められておりますので、これを許可したいと思います。

田中企業長。

< 企業長 >

それでは、定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中をご参集いただき、また、有意義なご意見を頂戴し、慎重にご審議を賜りました、まことにありがとうございます。本日、2 議案につきましてご承認賜りましたことを御礼申し上げます。

そして、福原議員におかれましては、1 年間にわたり議長をお務めいただき、ありがとうございました。

また、新たに議長になられました小国議員並びに副議長になられました渡辺議員におかれましては、

議会運営に際しまして、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さきの開会の挨拶でも触れましたけれども、ことしは自然災害の猛威を肌で感じた年でありました。近い将来、起こり得るであろう大規模地震を含めた自然災害に対して、より一層の備えが必要であると痛感し、当院としては、圏内の基幹災害拠点病院としての使命を果たすべく、今回の台風災害の教訓を生かし、地域の皆様から安心され、頼りとされる病院であるよう努めてまいりたいと存じます。

さて、先日の報道によりますと、次年度の診療報酬改定については、全体では0.46%の引き下げとなり、2014年以降4期連続でのマイナス改定となる見込みであります。医師の技術料等に当たる本体部分は0.55%と引き上げられますが、前回、前々回よりは少なく、また、引き上げ分が我々急性期病院に有利な分野に充当されることを願うばかりであります。

今後、さらに活発な議論がなされていくと思われませんが、当院としても、その動向を注視し、対応を検討してまいりたいと考えております。

令和元年度も残すところあと3か月となりました。現在の経営状況を少しでも改善できるよう、職員一丸となって取り組んでいく所存でございます。

年末に向かい、議員の皆様におかれましては何かとご多忙のことと存じますが、お体に十分ご留意いただきまして、より一層の当企業団へのご理解、ご支援を賜りますよう、お願ひ申し上げ、挨拶にかえさせていただきます。

本日はどうもまことにありがとうございました。

<議長>

以上をもちまして、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、4時30分から議会議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

(午後4時18分閉会)